令和8年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年9月17日

招集年月日	令和8年9月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日及び宣告	開会	令和8年9月4日　午前11時20分		議長	中本　正廣	
	閉会	令和8年9月17日　午前10時44分		議長	中本　正廣	

応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員 凡例 ○　出席 △　欠席 ×　不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	笠井清孝	○	7	影井伊久美	○
	2	田島　清	○	8	大江昭典	○
	3	宮本千春	○	9	小島俊二	○
	4	大江厚子	○	10	津田　宏	○
	5	末田健治	○	11	中本正廣	○
	6	佐々木道則	○			

会議録署名議員	3番	宮本千春	4番	大江厚子
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野　茂	書記	佐々木裕子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名				
	町長	橋本博明	教育長	大野正人
	副町長	木村富美	病院事業管理者	平林直樹
	参事	三浦道人	道の駅推進チーム担当課長	瀬川善博
	参事	下村佳世	教育次長	長尾航治
	会計管理者兼総務課長	二見重幸	教育課長	清水裕之
	総務課主幹	郷田　亮	安芸太田病院事務長	正岡　剛
	加計支所長	児玉裕子	—	—
	筒賀支所長	山本博子	—	—
	企画DX課長	能宗良明	—	—
	税務住民課長	沖野貴宣	—	—
	地域協働課長	上手佳也	—	—
	産業観光課長	菅田裕二	—	—
	建設課長	武田雄二	—	—
	健康福祉課長	佐々木文義	—	—
	衛生対策室長	森脇　泰	—	—

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

会議に付した事件

令和８年９月１７日

	諸般の報告
	発言の訂正について
認定第１号	令和７年度歳入歳出決算の認定について
認定第２号	令和７年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
認定第３号	令和７年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第４号	令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定について
発議第２号	地域におけるクマの出没に伴う町民の生命・身体の安全確保に対する支援強化に関する意見書の提出について
令和８年 陳情第16号	地域健康づくり事業の業務委託・指定管理化に関する要望書
令和７年 陳情第14号	免税軽油制度の継続について
令和８年 陳情第15号	坪野簡易水道施設（配水池）の清掃に関する陳情書
	閉会中の継続調査について

令和8年第6回定例会
（令和8年9月17日）
（開会　午前10時00分）

○中本正廣議長
　おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１．諸般の報告

○中本正廣議長
　日程第1、諸般の報告を行います。今期定例会の本会議において、不適当な発言があったように思われますので、後刻記録を調査の上、措置いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２．発言の訂正について

○中本正廣議長
　日程第２、発言の訂正についてを議題といたします。御手元に配付のとおり発言の訂正申出書が提出されております。お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
　異議なしと認めます。したがってこれを許可することに決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．認定第１号
日程第４．認定第２号
日程第５．認定第３号
日程第６．認定第４号

○中本正廣議長
　日程第３、認定第１号、令和７年度歳入歳出決算の認定についてから日程第６、認定第４号令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についてまでの４件を一括議題といたします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。はい。影井伊久美委員長。
○影井伊久美決算審査特別委員会委員長
　それでは、決算審査特別委員会審査報告を述べさせていただきます。令和８年第６回安芸太田町議会定例会において当委員会に付託された認定第１号、令和７年度安芸太田町歳入歳出決算の認定について、及び認定第２号、令和７年度安芸太田町病院事業会計の決算の認定について、認定第３号、令和７年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について、認定第４号令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についての計４議案を審議いたしました。審査の結果、いずれも全会一致により認定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、別紙を添えて報告をいたします。なお、決算審査特別委員会での意見や要望については検討の上、今後、ご対応頂きたいと存じます。決算審査の内容について報告いたします。審査委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く計９名の委員で構成され、９月10日から９月14日までの５日間にわたり慎重に審査をいたしました。審議に当たって、監査委員の意見に基づき、効率性、効果的、適正性を主眼に置き、基礎資料及び関係諸帳簿、証拠書類を照合精査するとともに、関係資料の提出を求め、関係職員からの説明を聴取し、審査を行いました。執行部からは、町長初め教育長、病院事業管理者、所管課長などを説明員として出席を求めました。審査委員会

では、それぞれの決算にまつわる議案について、初めに概要説明を受けた後、質疑を行い、細部審査を実施いたしました。令和７年度における日本経済は、長期化の様相を呈している中東情勢など、不透明な国際情勢を背景とした物価高騰や円安の進行により、生活コストが増大し、家計への負担が深刻さを増しております。一方、物価の上昇に対して、所得の伸びが追いつかない状況下、生活費の増大が個人消費を抑制しており、経済活動全般において依然として不安定な状況でございました。本町の財政状況では、昨年度に引き続き、財政調整基金からの補填による収支決算でした。決算数値における財政指標は、将来負担比率が0から1.3％へ、経常収支比率は92.8％から98.3％、実質公債費比率は13.2％から13.4％と、いずれも悪化をしており、依然として財政的な余裕や、財政構造の弾力性が希薄な状況となっておりました。人口減少に歯止めがかからない中、税収や地方交付税の減少も見込まれ、さらには、多額の起債償還や物価諸上昇による経済的、失礼しました、経常的経費などの増加、本格化した道の駅周辺再整備事業、加計スマートインターのフル化といった大型事業への投資もあり、今後も財政調整基金に頼らざるを得ない財政運営が続くことも予想されます。令和７年度の実質収支は4,063万２千円であり、昨年度の3,899万２千円に比べ164万増加しておりました。また、財政調整基金の積立て状況は、昨年度比72.5％、金額にして6,004万９千円の減少が見られました。総額で2,274万８千円の積立てをしたが、財源不足を補うための財政調整基金４億円の取崩しが見られました。企業会計のほうでは、病院事業会計における医業本来の成績を示す医業損益はマイナス４億4,843万７千円。簡易水道事業会計における営業損益はマイナス9,897万円。下水道事業会計における営業損益はマイナス３億2,660万１千円でした。経営指標で見れば、病院事業会計では、病院の本業である。医業活動における経営状況を示す修正医業収支率が73.6％と100％を下回り、簡易水道事業会計では、料金水準の妥当性を示す料金回収率が53.5％で、給水にまつわる費用を給水使用、失礼しました、給水収益で賄えている状況とされている100％を下回り、下水道事業会計では、下水道使用料で回収すべき汚水処理にまつわる費用が、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率が44.7％と、こちらも100％を下回っている状況で、この三つの企業会計は一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況となっておりました。以上、報告といたします。なお、委員から出た意見につきましては、別途資料を添付をいたしております。令和８年９月17日、安芸太田町議会議長中本正廣様。安芸太田町議会決算審査特別委員会委員長、影井伊久美。

○中本正廣議長

以上で影井委員長の報告を終わります。既に決算審査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論あり」の声あり。）

討論ありと認めます。まず決算を認定することに反対者の発言を許します。反対者はありませんか。次に決算を認定することに賛成者の発言を許します。はい、末田議員。

○末田健治議員

５番末田でございます。認定第１号、令和７年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第４号安芸太田町上下水道事業会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。安芸太田町では少子高齢化が進行し、人口減少が続いております。公約でもあります自然を活かしたまちづくりを進め、人口減少対策として、移住定住促進の取組を推進中であります。また来訪客数100万人、売上げ６億円を目標とした道の駅の整備や加計スマートインターチェンジのフルインター化につきましても、着々と整備が進められており、町民の皆様の期待感も高まっているところであります。一方で、財政指標におきましては、一般会計の経常収支比率が98.3％となり、前年度より5．5ポイント悪化して、財政の硬直化が進んでおります。引き続き財政の健全化に取り組んで頂きたいと考えます。以下賛成の主な理由を申し上げます。

太田川とともに暮らし、学び、未来に向けて、一人一人が活躍するまちを目指す姿と重点方針であります。一つ、子育て世帯定住促進応援制度。一つ、道の駅来夢とごうちを核とした観光まちづくりの推進。一つ、安心子育て安芸太田町の実現。一つ、生活サポートの仕組みづくりによるコミュニティの維持。一つ、太田川の自然と調和した快適な環境づくり。これらの施策は、太田川とともに暮らし、生業を維持してきた安芸太田町の持続可能なまちづくりに欠かせない重点方針であり、橋本町政の基本方針でもあります。これらの取組が今後さらに強化することを期待するものであります。次に、県立加計高等学校の存続についてです。今後の出生数減少に伴い、入学者数の確保が厳しくなります。子育て環境の改善や、移住定住対策に注力し、必要な生徒数を確保できるよう、積極的な取組を進めていただきたいと存じます。次に、地域商社あきおおたについてであります。積極的な商品開発や、マツダスタジアムでの特産品販売を通じて町のＰＲに努められており、評価できます。一方で、人件費等の補助金に依存する体質につきましては、今後の改善を強く望みます。最後に、入込観光客数の増加と観光消費額の拡大についてです。アクセスルートである飯室から上流部に位置する国道191号及び国道433号の道路改良につきましては、内陸部振興対策協議会や国道改良期成同盟会等の機会をとらえ、積極的に働きかけを行っていかれることを要望いたします。終わりに、令和７年度の事業執行に当たられました町長をはじめ、執行部の皆様の労をねぎらい、私の賛成討論といたします。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は、認定第１号から認定第４号までの４件を一括して起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第１号から認定第４号までの４件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって認定第１号、令和７年度歳入歳出決算の認定についてから認定第４号令和７年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についてまでの４件は認定することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７．発議第２号

○中本正廣議長

日程第７、発議第２号、地域におけるクマの出没に伴う町民の生命・身体の安全確保に対する支援強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。津田副議長。

○津田宏副議長

発議第２号、地域におけるクマの出没に伴う町民の生命・身体の安全確保に対する支援強化に関する意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和８年９月17日、安芸太田町議会議長、中本正廣様。提出者、安芸太田町議会副議長、津田宏、賛成者、同、総務常任委員会委員長、大江昭典、同、産業建設常任委員会委員長、影井伊久美。提案理由、近年大型野生鳥獣の居住区への進入は、住民の平穏な暮らしを脅かすだけでなく、生命・身体を直接的な危険にさらす極めて深刻な課題となっている。クマの行動圏拡大に伴う脅威は、既に町民の眼前に迫っており、一歩間違えば人命に関わる重大な事故がいつ発生してもおかしくない危機的状況にある。そのため、これまでの農林水産業への被害対策という枠組みを超え、人命最優先の観点から、迅速かつ確実な安全確保策を講じることが不可欠である。町当局においては、これまでも防護柵の設置支援や粘り強い追い払い、地域住民への丁寧な注意喚起など、捕獲従事者等の関係者とともに現場に寄り添

いながら、地域の安全確保に向けて努力を重ねてこられた。こうした関係者の迅速かつ真摯な取組は、地域住民の安心を支える上で評価されるべきものである。しかしながら、広島県の第２種特定鳥獣管理計画による一律の規制が存在するため、本町独自の判断だけでは、迅速な捕獲に踏み切りづらいという制度上の課題もある。こうした課題を解消し、町民の尊い生命と身体を守り抜くためには、本町が現場で円滑かつ迅速に対応できるよう必要な環境制度が整えられることが必要である。よって地方自治法第99条の規定により、広島県への意見書を提出するものである。意見書の内容については、別紙を御一読ください。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第２号についてを起立により採決します。発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって発議第２号、地域におけるクマの出没に伴う町民の生命・身体の安全確保に対する支援強化に関する意見書の提出については、原案のとおり可決しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．令和８年陳情第 16 号

○中本正廣議長

日程第８、令和８年陳情第16号、地域健康づくり事業の業務委託・指定管理化に関する要望書を議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。はい、大江昭典委員長。

○大江昭典総務常任委員会委員長

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。件名、陳情第16号、地域健康づくり事業の業務委託・指定管理化に関する要望書。提出者、安芸太田町健康運動クラブ連絡協議会会長、今川安弘。陳情の要旨、地域住民の健康増進を目的として、運動指導・介護予防活動・地域イベント支援等を無償で行ってきた安芸太田町健康運動クラブ連絡協議会活動において、今後の活動の継続、質の向上、安全管理の強化を図るため、健康づくり関連事業の業務委託化等を検討すること。審査結果、安芸太田町健康運動クラブ連絡協議会の活動は、地域住民の健康増大に大きく寄与しており、高く評価できる。しかし、昨今の健康課題の複雑化により、会員の負担が増大しており、ボランティア運営には限界が来ている。健康づくり施策の持続可能性を確保するために、本陳情を採択とする。なお、協議会の運営形態について、指定管理化は現実的ではないと判断するが、補助金及び業務委託については、町長部局と十分な協議の上、慎重に対応されたい。令和８年９月、17日、安芸太田町議会議長中本正廣様。総務常任委員会委員長大江昭典。今後の動向を注視しております。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長からの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありと認めます。まず原案に反対の発言を許します。大江議員。

○大江厚子議員

４番大江です。私は、本陳情の採択に反対いたします。まず申し上げたいのは、私は健康運動クラブ連絡協議会の活動そのものに異議を申し上げているのではありません。長年にわたり地域住民の健康増進を目的として、ボランティアで運動指導や介護予防活動、地域イベントへ

の支援などを取り組んでこられたことは、町の健康づくりにとって大切な活動であり、その努力はもっと評価されるべきと考えています。町として支援していくことは必要です。しかし、今回の陳情については、陳情書に記載された内容と審査の中で、陳情者自身が示された考えが一致していません。陳情の表題は、地域健康づくり事業の業務委託・指定管理に関する要望書です。ところが、審査の中で、陳情者は業務委託を受けたら、今度は経営が大丈夫か、事務局も、それはちょっと無理だという発言があり、さらに出し方をちょっと変えて、補助金を増やしてもらう形のものの出し方のほうが良いとの発言がありました。これは私は非常に重要な発言だと受け止めています。陳情者自身が業務委託を受けることは難しく、現在の陳情の出し方を変えて、補助金の増額を求める形にしたほうがよいと述べているからです。であるならば、本来は一旦継続審査とし、陳情者の現在の希望を確認した上で必要であれば、陳情を取下げ、内容を整理して、改めて提出していただくことが適当ではないでしょうか。私は、審査の中でも、会員自身が行っている自らの健康づくりの活動とヘルスマイスター講習受講者が、住民に対して行っている健康指導とは分けて考え、どの活動に対してどのような公的支援が必要なのかを明確にする必要があると申し上げました。また大きなイベントであるひろしまフラワーフェスティバル、きんさいよさこいへの参加等についても、どのような位置づけで公的支援を行うのか、整理が必要だと考えます。本年度、町から当会へ76万円の補助金が交付されています。その上で、さらに支援が必要なのであれば、現在の補助金が何に使われているのか、今後、どの活動にどれだけの費用が必要なのかを明らかにし、その上で補助金の増額が必要なのか、委託業務が必要なのかを検討すべきです。自主的な住民活動への補助と町が実施する事業を団体に担ってもらう業務委託は、性格の異なるものです。にもかかわらず、今回の総務常任委員会の結論は、指定管理については現実的ではないとしながら、補助金と業務委託について、町長部局との協議を求めています。しかし、陳情者自身が、業務委託は無理であり補助金を増やしてもらう形に変えたほうがよいと述べているのです。その意向を確認し、陳情の内容を整理することなく、本陳情を採択とすることが本当に陳情者の願いを尊重したことになるのでしょうか。私は少なくとも、採択する陳情書の内容が審査の中で示された陳情者の現在の希望と一致していることが必要であり、陳情者が本当に求めている支援を議会が正確に受け止めることが必要だと考えます。私は陳情者の活動に反対しているのでは全くありません。陳情者の願いを、陳情者自身が示した内容と違う形で採択する、そのことに反対するものです。住民の健康づくりを支えること、何を公費で支援するのかを明確にすることは両立させなければなりません。陳情者が本当に必要としている支援を明らかにした上で、補助金なのか、業務委託なのか、そのほかの支援なのかを改めて検討すべきです。活動を支援することと、現在の陳情書をそのまま採択することは別の問題です。私は、健康運動クラブ連絡協議会の活動が今後もさらに続いていくことを願っています。だからこそ、陳情者の希望を正確に反映した内容を整理した上で、改めて審査することが適切だと考えます。以上の理由から、私は本陳情の採択に反対いたします。以上です。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい。私は陳情第16号、地域健康づくり事業の業務委託・指定管理化に関する要望書について、賛成の立場から討論をいたします。健康運動クラブ連絡協議会は、町民の健康増進を目的に、体操やウォーキング、介護予防活動、地域イベントなどに取り組んできました。健康寿命を延ばし、いつまでも元気に地域で暮らすためには、日常的に体を動かすことが重要です。特に高齢化が進む本町において、地域で継続して運動することができる環境をつくることは、健康づくりや介護予防の面からも大きな意義があります。一方でこの協議会は会員の負担が増大

し、ボランティアだけによる運営には限界が生じているという現状についても、委員会として確認いたしました。委員会では、団体の会員から直接ヒアリングを行い、活動の実態や要望を確認した上で審査をしております。先ほどの反対討論もありましたように、団体は今まで60万から70万円の補助金も既に交付されておるという状況がございます。反対討論ではヒアリングの中で補助金についての発言があったことと、陳情書の内容が一致しないとの指摘がありました。しかし今回の陳情の要旨は、これまで無償で行ってきた活動を今後も継続し、活動の質の向上や安全管理の強化を図るため、健康づくり関連事業の業務委託化を検討してほしいというものであります。補助金については陳情書で具体的に要望として記載されているのではなく、ヒアリングの中で、支援の在り方の一つとして話されたものと理解しています。したがって、補助金の増額を今回の陳情として採択するものでありません。なお陳情による指定管理者制度については、制度の趣旨から、今回の事業への適用は現実的ではないと判断しています。一方、業務委託や財政的な支援については、陳情の採択によって直ちに決定するものではなく、今後町長部局と十分協議し、活動の実態や事業内容を踏まえ、具体的な支援の在り方を検討していくものと考えております。健康運動クラブ連絡協議会はこれまで町民の健康づくりや介護予防を支えてきたことは重要な団体です。こうした活動をボランティアの負担だけに委ねるのではなく、町としてその公益性を認め、継続的かつ安定的に活動できるよう支援していく必要があります。なお、現在の補助金の支給については、町長部局において補助金の内容について精査され、適当と認められておるという内容について報告を申し上げます。団体の活動を支えることは団体のためだけでなく、町民の健康寿命の延伸や将来の介護予防、地域の活力を守ることにつながります。以上の理由から、本陳情を採択するものと考え、賛成討論といたします。以上です。

○中本正廣議長

ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから令和８年陳情第16号についてを起立により採決します。委員長の報告は令和８年陳情第16号を採択しようとするものです。令和８年陳情第16号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、令和８年陳情第16号、地域健康づくり事業業務委託・指定管理化に関する要望書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第９．令和７年陳情第 14 号

○中本正廣議長

日程第９、令和７年陳情第14号、免税軽油制度の継続についてを議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。影井委員長。

○影井伊久美産業建設常任委員会委員長

委員会の審査報告を申し上げます。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、令和７年陳情第14号、免税軽油制度の継続について。提出者、株式会社恐羅漢　代表取締役　川本泰生氏。陳情の趣旨、軽油引取税の課税免除の特例措置が令和９年３月末日で廃止される状況にあるが、この免税軽油制度を継続すること。以上、陳情採択と関係機関への意見書を提出。審査結果を申し上げます。免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税を免除する制度でございます。スキー場産業では、事業者が使うゲレンデ整備車、除雪機などに使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキースノーボードなどの冬季観光産業が大きな負担

増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。また、農林水産業においては、農林水産物価格が低迷している状況で、経営は一段と厳しくなり、産業や操業にも支障を来す事態となれば、農林水産物の安定供給にも影響を及ぼすことになります。よって、採択といたします。以上でございます。すいません。これ最後まで読み上げなかったです。はい、よって採択といたします。令和８年９月17日、安芸太田町議会議長中本正廣様。産業建設常任委員会委員長影井伊久美。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長からの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから令和７年陳情第14号についてを起立により採決します。委員長の報告は、令和７年陳情第14号を採択しようとするものです。令和７年陳情第14号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって令和７年陳情第14号、免税軽油制度の継続については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

―――――――――――――――・―――――・―――――――――――――――

日程第 10．令和８年陳情第 15 号

○中本正廣議長

日程第10、令和８年陳情第15号、坪野簡易水道施設（配水池）の清掃に関する陳情書を議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。影井委員長。

○影井伊久美産業建設常任委員会委員長

委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、令和８年陳情第15号、坪野簡易水道施設（配水池）の清掃等に関する陳情書。提出者、坪野自治会 会長 板谷定男氏。陳情の要旨、配水池の清掃を定期的に実施するとともに、清掃時に断水が発生しないよう予備配水池（第２配水池）を設置すること。以上、陳情採択といたします。審査結果、国土交通省水道施設の点検を含む維持修繕の実施に関するガイドラインにおいては、配水池の内部点検に合わせて調査清掃するように努めるとあります。また、一池構造で断水が難しい場合は、水中ロボットによる不断水工法が推奨をされております。しかしながら、全国一律の清掃周期などが定められているわけではなく、坪野簡易水道施設及び町内全域の配水池については、長期間清掃が行われていないという実態がございます。以上のことから、予備配水池の設置については、施設の規模や構造、ほかの施設との整合性などを踏まえ、慎重な検討を要するものの、清掃については、水質や汚れの状況調査を踏まえた計画的、定期的な清掃の実施により、良好な生活環境の維持、住民が安心して暮らせる地域づくりに努めることを申し添えます。よって、採択といたします。令和８年９月17日、安芸太田町議会議長中本正廣様。産業建設常任委員会委員長影井伊久美。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。これから委員長からの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから令和８年陳情第10号についてを起立により採決します。委員長の報告は、令和８年陳情第14号を採択しようとするものです。令和８年陳情第15号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、令和８年陳情第14号、坪野簡易水道施設（配水池）の清掃に関する陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第 11．閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。ここで閉会にあたって橋本町長から発言の申出がありますのでこれを許可いたします。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会を頂きましたので、令和８年第６回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なる御審議を頂き、また、令和８年度補正予算並びに関係議案を可決頂きましたことに深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行に当たって、特に念頭に置いて対応させていただきたいと思っております。さて、本定例会は決算審査ということではございましたが、多くの議員から、特に今後の筒賀拠点の取組と広域集会所の扱いについて御意見を賜りました。筒賀拠点については、ＰＦＩ事業として断念せざるを得なかった点は誠に残念ではございますが、その分遅れを取り戻すためにも、このたび、議員各位より頂いた御意見も踏まえながら、具体的な検討を進めてまいります。議員各位はもとより、地域の皆様への情報提供にも努めてまいりますので、引き続き御指導よろしくお願いを申し上げます。また、広域集会所については、御説明した内容をもとに、順次地元との協議を開始いたします。厳しい財政事情の中、地域から頂く御要望や、議員の皆様から頂いた施策の御提案に対応するためにも、行財政改革は待ったなしと受け止めております。こちらも丁寧な説明を心がけ、地域の皆様に御協力頂けるよう、お願いをしてまいりますので、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願いいたします。今年は台風の当たり年と言われる中、本町は今のところその影響を免れている一方で、水不足の地域も発生しております。これから本町は秋の行楽シーズンを迎えるところであり、各種イベントも多くなってまいりますので、天気は引き続き気になるところではございますが、議員各位におかれましても、引き続き、町の活性化のために、それぞれの立場で御活躍頂きますことをお願いをさせていただき、今次定例会の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長
　以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和８年第６回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。
○河野茂議会事務局長
　ご起立願います。一同互礼。

午前 10 時 44 分　　閉会
